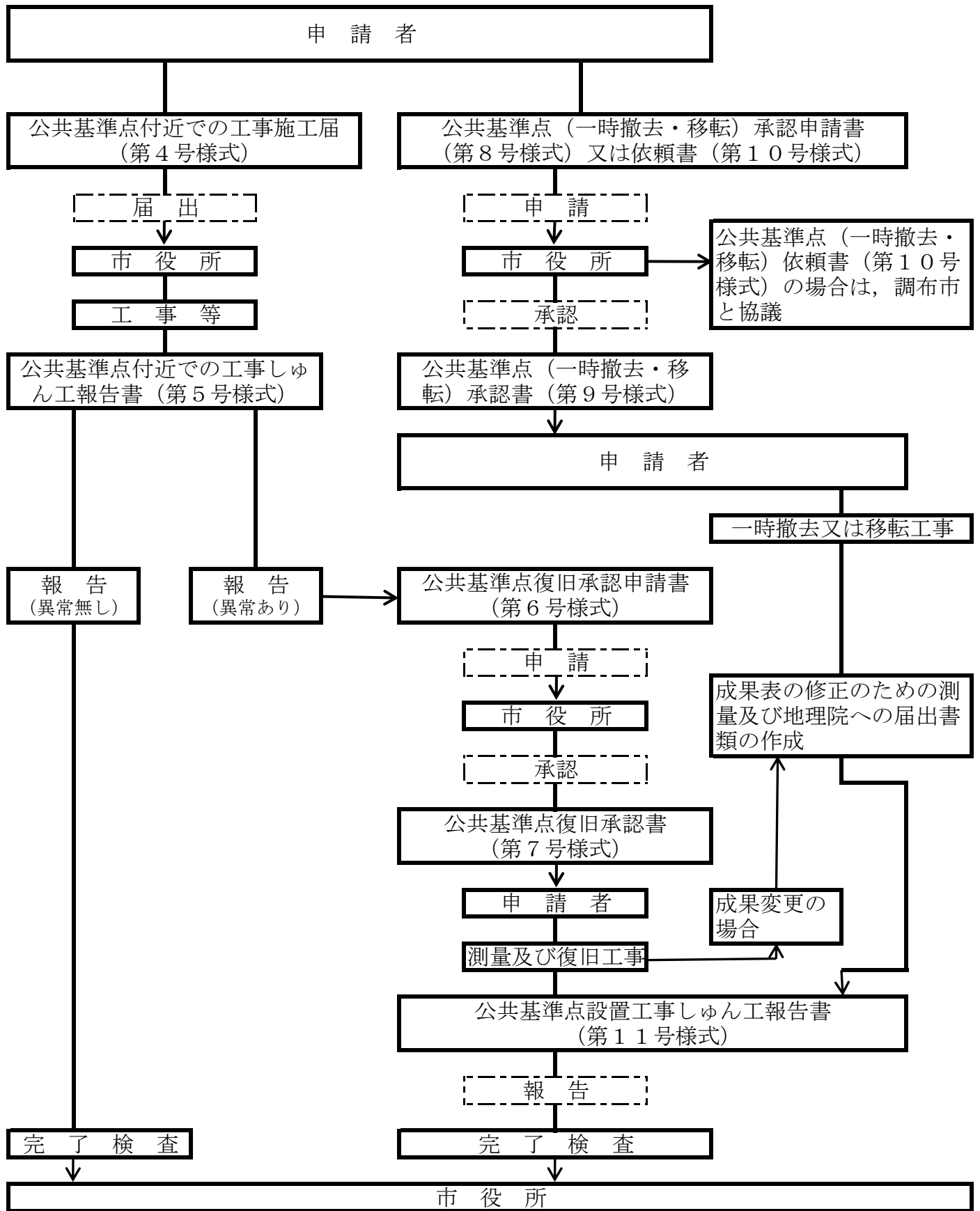


B 基準点等付近での工事を行う場合（一時撤去又は移転を含む）



- 1 公共基準点付近での工事施工届出書（第4号様式）又は一時撤去・移転申請書（第8号様式）又は一時撤去・移転依頼書（第10号様式）を提出。
- 2 申請者は、第4号様式での工事完了後、第5号様式にて報告。異常があった場合は、第6号様式にて申請し、第7号様式の承認を受ける。
- 3 第6号様式、第8号様式、第9号様式での申請について、復旧工事完了後、第11号様式にて報告し、完了検査を受けた後、終了となる。